

苫小牧西港フェリーターミナル構内交通並びに駐車場管理規程
(平成 30 年 7 月 18 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、苫小牧港開発株式会社（以下「会社」という。）が管理する西港フェリーターミナル敷地内（以下「当ターミナル」という。）における交通混雑の緩和、秩序維持及び交通事故の防止を図り、車両の円滑かつ迅速な移動の確保と駐停車場所（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第 2 条 当ターミナル内における車両等の通行は、会社担当者（会社が業務委託を行う警備員を含む。）の指示及び各種標識並びに案内板に沿って実施されるものとする。

(適用)

第 3 条 本規程は、苫小牧西港フェリーターミナル管理規程第 2 条（適用）に定める各号に係わる全ての車両に適用し、当ターミナル利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認の上、当ターミナルを利用するものとする。ただし、同条第 2 項に定める車両及び緊急時についてはこの限りではない。

(遵守事項)

第 4 条 当ターミナルに入場し、又は当ターミナル内を移動する車両及び利用者は、以下の各号を遵守するものとする。

- (1) 構内道路の通行は、別途定める場合を除き道路交通法に準じて利用することとし、別紙 1「構内施設・交通ルート図」に示す動線に従って実施されるものとする。ただし、別途会社担当者（会社が業務委託を行う警備員を含む。）からの指示がある場合はそれを優先するものとする。
- (2) 構内道路の通行に際しては徐行するものとする。
- (3) 構内道路及びターミナルビル出入り口前の駐車は禁止とする。但し会社が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 当ターミナルに入場するシャーシ牽引車両は、荷役業務終了後は速やかに退場すること。
- (5) 乗下船待機場も含め、当ターミナル内においては、車両駐車中は原則としてアイドリングストップを実施すること。
- (6) 駐停車する際は、定められた駐車スペース内に駐停車し、他の利用者の駐車位置の中にみだりに立ち入らないこと。
- (7) 駐車場内において車両の洗浄、修理等を行わないこと。
- (8) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (9) 車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (10) その他会社が当ターミナル内において管理上必要と認め掲示する事項。

(禁止事項)

第 5 条 会社は、当ターミナルに入場し、又は当ターミナル内を移動する車両に対して以下の各号を禁止とする。

- (1) 路上駐車、路上での荷捌き及び積降載、その他迷惑行為。
 - (2) 駐車場における二次仕分け等の作業。
 - (3) シャーシ牽引車両、自転車、その他の作業車両の路上放置。
 - (4) 北側駐車場エリア（業務エリアを除く）への会社による許可の無い大型貨物車両の進入。
 - (5) 会社を取り次がないレンタカーの受け渡し等、許可の無い営業行為。
 - (6) 給油や燃料抜き取り等の行為。
- 2 利用者は、当ターミナルにおいて苫小牧西港フェリーターミナル管理規程第6条に定める禁止行為をしてはならない。

(措置)

第6条 本規程及び苫小牧西港フェリーターミナル管理規程等、会社が定める交通管理に関する諸規程に対する違反があった場合は、違反した車両及び乗務員とその所属会社に対して以下の措置を講ずることがある。

- (1) 違反車両及び乗務員に対して警告書を発行する。
- (2) 警告が一定水準に達した場合は、当該違反車両及び違反者の当ターミナルへの入構を一定期間禁止する。また、当該違反について会社名の公表等を行う。
- (3) 禁止期間終了後、一定期間以内に警告が再度一定水準に達した場合は、当該違反車両及び違反者の入構を一定期間禁止する。
- (4) 違反行為が法令に違反し悪質である場合は、警察など関係省庁に対する告発等の措置をとる。

(駐車場に駐停車できる車両)

第7条 各駐車場に駐停車できる車両は以下のとおりとする。北側第1・第2駐車場を除き、車無しで乗船する旅客の車両留め置きを厳に禁止する。以下の各号で認められている車両以外の車両を発見したときは、会社は当該車両について移動、売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- (1) 南側駐車場（乗船車両待機レーン）は、すべての車両。
- (2) 南側駐車場（業務用・従業者用）は、普通自動車、4 t以下の貨物自動車のみとする。
- (3) 東西シャーシ駐車場は、乗下船するシャーシ車両のみとする。
- (4) 北側業務エリア A 駐車場は、商品車両、キャリアカー、北側業務エリア B への通過車両及び会社が承認した車両のみとする。
- (5) 北側業務エリア B 駐車場は、乗下船車両及び会社が承認した車両のみとする。なお、会社は自衛隊車両の利用を優先させることができる。
- (6) 北側業務エリア C 駐車場は、会社が取次を行うレンタカー及び会社の業務用車両のみとする。
- (7) 北側バス待機エリアは路線バス及び観光バスのみ、北側タクシー待機エリアは会社が承認したタクシー会社の車両のみとする。
- (8) 北側第1・第2駐車場に駐停車できる車両は、会社の業務委託先であるタイムズ24株式会社(以下、「タイムズ」という。)の定めるところによる。

(供用時間)

第8条 当ターミナルの供用時間は、24時間とする。

(各駐車場の利用期間)

第9条 利用者は、駐車場の区分ごとに以下の利用期間を超えて同一の車両を駐車してはならない。ただし、会社が承認した場合はこの限りでない。

- (1) 南側駐車場（乗船車両待機レーン）は、乗船するまでの間のみ、かつ24時間以内とする。
- (2) 東西シャーン駐車場は、原則として乗下船の前後3日間までとする。
- (3) 北側業務エリアA駐車場は、乗下船の前後3日間までとする。
- (4) 北側業務エリアB駐車場は、乗下船の前後3日間までとする。
- (5) 北側バス待機エリア及び同タクシー待機エリアは、当日限りとする。
- (6) 北側第1・第2駐車場は、タイムズの定めるところによる。

（駐車場の供用休止等）

第10条 会社は、次の各号の一に該当するときは、駐車場の全部又は一部について供用を休止し、車路の通行止等を行い、駐車位置を変更し又は駐車車両の退避、移動その他必要な措置を要請又は講ずることができる。

- (1) 災害又は事故により駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないとき。
- (3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、駐車場の交通安全対策及び管理上特に必要があるとき。

（駐車場内の通行）

第11条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 標識、表示及び道路交通関係法令に定める事項に従い通行すること。
- (5) その他会社の指示に従うこと。

（業務用車両及び当ターミナル従業員が通勤に利用する車両の駐車場利用）

第12条 業務用車両及び当ターミナル従業員が通勤に利用する車両（以下「業務用車両等」という。）の駐車場利用について以下のとおり定める。

- (1) 業務用車両等が駐車場を利用するためには、会社に対し別に定める様式の駐車場利用許可申請書兼届出書に必要事項を記入の上申請し、駐車許可証の発行を受けること。
- (2) 業務用車両等は会社が指定した位置に駐車すること。指定位置が第2駐車場の場合は、タイムズ24から定期券の発行を受けること。
- (3) 駐車中は必ず駐車許可証を車外から見やすい位置に掲示し、許可証記載の利用規約を遵守すること。
- (4) 許可証の不掲示や申請者以外への貸与・譲渡など規約に従わない場合は駐車許可を取り消すことがある。

（東西シャーン駐車場の利用）

第13条 東西シャーン駐車場を利用する車両（以下「シャーン」という。）については以下のとおり定

める。

- (1) シャーシ牽引車の運転者は、乗下船シャーシ案内所の自動発券機にて、積み荷情報を入力して駐車票を受け取り、駐車票に駐車したレーン番号を記入の上、乗下船シャーシ案内所に提出すること。
- (2) 第9条記載の利用期間を厳守し、会社から引き取りの連絡があった場合は直ちに引き取ること。

(駐車料金)

第14条 北側第1・第2駐車場の駐車料金はタイムズの定めるところによる。

- 2 前項記載以外の駐車場において、第7条に定める駐車場に駐停車できる車両以外の車両が不正に駐停車したと会社が認めたときは、当該車両の利用者又は所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいい、会社名等が記載された車両にあっては当該会社等又は車両を当ターミナルに搬入した事業者をいう。以下同じ。）は、会社に対して、損害金として金5万円を支払うほか、これを超える損害が会社に生じたときは当該損害を賠償しなければならない。

(引き取りの請求)

第15条 利用者が第9条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、会社は利用者に対して、通知又は当ターミナルにおける掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引き取することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき、又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、車両の所有者等に対して、通知又は当ターミナルにおける掲示の方法により、会社が指定する日までに車両を引き取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに係る一切の権利を会社に対して放棄したものとみなし、会社によるかかる所有者等への引渡しについて一切の異議を述べず、また会社に対して理由の如何を問わず損害の賠償その他の金銭の支払を請求しないものとする。

- 3 前二項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

(車両の調査)

第16条 会社は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第17条 会社は第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。この場合において、移動に係る費用等は利用者及び所有者等が連帯して負担するものとする。

(車両の処分)

第18条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引き取することを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして、利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者及び所有者等に対して通知又は当ターミナルにおける掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過し

た後、利用者及び所有者等に通知し又は当ターミナルにおいて掲示して予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者又は所有者等に通知し又は当ターミナルにおいて掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者又は所有者等に対し通知し、又は当ターミナルにおいて掲示する。
- 3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用に不足があるときは利用者及び所有者等に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第19条 会社は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事項）

第20条 会社は、次の事由によって生じた車両又は利用者若しくは所有者等の損害については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故。
- (2) 当ターミナル内における車両、その他の付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損。
- (3) 会社の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他当ターミナル内における事故。
- (4) 当ターミナルの他の利用者若しくはその他の人の行為又はターミナル内に存在する車両又はその付属装着物若しくは積載物等に起因して被った損害、その他当ターミナル内で発生した会社の責に帰することのできない事由に起因して被った損害。
- (5) 第10条の規定による供用休止等の措置。

（利用者の賠償責任）

第21条 利用者及び所有者等は、本規程若しくは本規程に基づく指示等に違反し、又は故意若しくは過失により当ターミナルの施設、設備若しくは機器を滅失、毀損若しくは汚損することにより会社に損害（当ターミナルの全部又は一部を休業しなければならない場合における逸失営業利益を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（実施に関し必要な事項）

第22条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年7月18日から施行する。